

長野県骨髄・末梢血幹細胞提供推進連絡会議開催要綱

(目的)

第1条 骨髄・末梢血幹細胞の適切な提供を図るため、関係者が相互に連携を行えるよう長野県骨髄・末梢血幹細胞提供推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、もって骨髄・末梢血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

なお、連絡会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(構成員)

第2条 連絡会議は、骨髄・末梢血幹細胞提供の推進に関わる次の各号に掲げる団体（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者
- (2) 造血幹細胞提供支援機関
- (3) 骨髄・末梢血幹細胞採取・移植認定施設
- (4) ボランティア団体
- (5) 地方公共団体（長野県）

(業務)

第3条 構成員（ボランティア団体を除く。）は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号。以下「法」という。）に基づき課せられた責務を果たすとともに、ボランティア団体の協力も得つつ、法に掲げられた基本理念の実現に向けた取組を推進するため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(会議)

第4条 県は、前条に規定する協力及び連携に関する事項を検討するため、必要に応じ連絡会議を開催することができる。

- 2 会議の座長は、長野県健康福祉部保健・疾病対策課長をもって充てる。
- 3 構成員は、それぞれ骨髄・末梢血幹細胞提供の推進に関わる担当者を会議に出席させるよう努める。
- 4 連絡会議は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議内容の尊重)

第5条 前条に規定する会議事項について、構成員はその内容を尊重して取組を推進するように努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 連絡会議の運営に要する経費は、構成員の負担とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月18日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表：連絡会議の構成員

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者	公益財団法人日本骨髄バンク（ドナー登録説明員）
造血幹細胞提供支援機関	日本赤十字社長野県支部・長野県赤十字血液センター
骨髄・末梢血幹細胞採取・移植認定施設	信州大学医学部附属病院
	長野赤十字病院
	独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター
ボランティア団体	骨髄バンク長野 ひまわりの会
	長野県つばさの会
地方公共団体（長野県）	ライオンズクラブ国際協会 334-E 地区
	保健・疾病対策課、保健福祉事務所